

[寄稿]

学校段階間を通して求められる新学習指導要領の
「社会的な見方・考え方」について

前田 武男*

**Social perspectives and ways of thinking in the new Courses of
Study required throughout the school years**

Takeo MAEDA*

Abstract

In summarizing the purpose of the revision of the Courses of Study for each type of school, one of the features of the new Courses of Study is that the curriculum system in which all students from the third grade of elementary school to high school must study social studies, geography, history, and civics in a consistent manner has been restored. In this section, the purpose of the revision of the new Courses of Study will be summarized, focusing on elementary school social studies and junior high school social studies, by focusing on “social perspectives and ways of thinking,” which is an important perspective on the connection and consistency between elementary, junior high, and high schools.

KEY WORDS : Social perspectives and ways of thinking, Courses of Study

はじめに

今年度、本学の教職課程科目「社会科・地理歴史科教育法」及び「社会科・公民科教育法」の指導に加えて、姫路大学教育学部こども未来学科通信教育課程の小学校教員養成プログラム「社会科指導法」の授業を担当し、各校種の学習指導要領の改訂の趣旨をまとめる中で、新学習指導要領では小学校第3学年から高等学校までのすべての児童生徒が一貫して、社会科及び地理・歴史・公民に関わるすべてを必ず学習するカリキュラム体制が復活したことが特色としてあげられる。ここでは、小中高の接続と一貫性について、重要な視点となる「社会的な見方・考え方」等を取り上げることにより、小学校社会科及び中学校社会科を中心に、新学習指導要領の改訂の趣旨を整理する。

1. 社会科改善の新しい方向性

2017（平成29）年7月に小学校及び中学校学習指導要領が告示された。社会科については、全ての教科等にかかわる改訂の基本方針や「社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針及び具体的な改善事項」を受けて改訂された。

今回の改訂では、社会科の改善に向けての新しい方向性が4点打ち出されている。

第1に、「公民としての資質・能力」の基礎を育てることである。

今回の改訂では「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すという全体の基本方針を受け、各教科等で育成を目指す資質・能力の明確化が図られた。その結果「社会科、地理歴史科、公民科」においては、「公民としての資質・能力」として、以下の3つの資質・能力の育成を目指し、教科の目標や各学年の目標及び内容の改善が行われたのである。

〈公民としての資質・能力〉

○「知識・技能」

社会的な事象等に関する理解などを図るための知識と社会的な事象等について調べまとめる技能

○「思考力・判断力・表現力等」

社会的な事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察する力、社会に見られる課題を把握して、その

解決に向けて構想する力や、考察したことや構想したことを説明する力、それらを基に議論する力

○「学びに向かう力・人間性等」

主体的に学習に取り組む態度と、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される自覚や愛情など

〔小学校学習指導要領解説 社会編 第1章 総説
2 社会科改訂の趣旨及び要点〕

〔中学校学習指導要領解説 社会編 第1章 総説
2 社会科改訂の趣旨及び要点〕

第2に、「社会的な見方・考え方」を働かせた学びの過程を充実させることである。

今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するという全体の基本方針を受け、小学校社会科については、これまでの学習指導要領の下で推し進められてきた問題解決的な学習の充実とその具体策として、「社会的な見方・考え方」を働かせた問題の追究・解決という新しい方向性が打ち出されている。

第3は、社会との関わりを意識して学習問題を追究・解決する学習を充実させることである。

今回の改訂では、「社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針」の1つとして、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想する力や、構想したことを説明する力、それらをもとに議論する力等を育てることを求めている。これらの力を育てるには、これまでの社会生活の理解を深める学習を一步進め、そこでの学びの結果を「よりよい社会の形成」という観点で実社会・実生活に活用・応用し、「今のままでこの先も大丈夫か、解決すべき課題は何か」と問いかね、社会に見られる課題を把握する学習や、その課題の解決策や社会への今後の関わり方を複数見だし、よりよいものを「選択・判断」する学習などを新たに加えた、社会との関わりを意識して学習問題を追究・解決する学習が新たに求められている。

第4が、現代的な諸課題等を踏まえた教育内容の見直し・改善を図ることである。

社会に見られる課題を把握し、その解決に向けて選択・判断する力を養うために、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しが行われている。自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等に関する指導の充実、情報化に伴う生活や産業の変化に関する教育内容等の見直し・改善などがその一例である。

2. 社会科で育む「資質・能力」

今回の改訂で、小学校社会科の教科目標が、以下のとおり「資質・能力」を前面に打ち出す形で大きく改められた。

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会を主体的に生きる平和で、民主的な国家及び、社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

〔小学校学習指導要領 第2章 第1節 社会科の目標〕

(1) が「知識及び技能」、(2) が「思考力、判断力、表現力等」、(3) が「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標である。

各学年の目標及び内容についても、教科の目標と同様に「資質・能力」を前面に打ち出す示し方へと改められている。具体的には、以下のとおりである。

〈新学習指導要領の示し方〉

[A=学習のテーマ] について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識や技能を身に付けること。

- (ア) [B=知識 (理解させたい事柄)] を理解すること。
- (イ) [C=調べる技能] などで調べて、[D=まとめ方の技能] などにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) [G, H, I=調べる視点 (着眼点)] などに着目して、[E=調べる活動を通して捉えさせたい事実 (考えるもとになる情報)] を捉え、[F=考えさせること] を考え、表現すること。

小学校社会〔第3学年〕の例

2 内容

- (1) 身近な地域や市区町村 (以下第2章第2節において「市」という。)の様子 [A=学習のテーマ] について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 身近な地域や自分たちの市の様子[B=知識 (理解させたい事柄)]を大まかに理解すること。
- (イ) 観察・調査したり地図[C=調べる技能]などの資料で調べたりして、白地図[D=まとめ方の技能]などにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 都道府県内における市の位置、市の地形や土地利用、交通の広がり、市役所など主な公共施設の場所と働き、古くから残る建造物の分布[G, H, I=調べる視点 (着眼点)]などに着目して、身近な地域や市の様子[E=調べる活動を通して捉えさせたい事実 (考えるもとになる情報)]を捉え、場所による違い [F=考えさせること] を考え、表現すること。

これを以下に示す従前の学習指導要領の示し方と比較してみると、両者の違いと関係が見えてくる。

〈従前の学習指導要領の示し方〉

[A=学習のテーマ] について、次のことを [B=学習の仕方] して調べ、[C=考えさせること] を考えるようにする。

ア [D=調べる具体的な対象]

両者の違いとは、新学習指導要領では、育成を目指す「資質・能力」が前面に打ち出されているのに対して、従前の学習指導要領では、「何を、どのような方法で調べ、何を考えさせるのか」という社会科の学習活動のプロセスが見えてくる示し方となっていることである。

[A]について、学習の問題を追究・解決する活動を

通して、[G, H, I]などに着目して、[C]などで調べて、[D]などにまとめ、[E]を捉え、[F]を考え、表現することにより、[B]理解する。

なお、新学習指導要領では、[G, H, I]など「何に着目して」調べるのかという調べる視点(着眼点)と、[B]など「何を理解させる」のかという、学習活動の詳しいプロセスと結果が盛り込まれた詳しい示し方となっている点、が大きな特色である。

そのことを踏まえ、これからの授業づくりにおいては、上記の調べる視点(着眼点)[G, H, I]などに特に留意することが大切である。

3. 「社会的な見方・考え方」を働かせる

今回の改訂では、「社会的な見方・考え方」を働かせて、学習問題を追究・解決することが強く求められているが、「社会的な見方・考え方」とは、どのような意味なのか、これについて、「社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針」では、次のように説明されている。

「社会的な見方・考え方」(小学校では「社会的事象の見方・考え方」)は、課題(小学校では「問題」)を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の「視点や方法(考え方)」である。

[小学校学習指導要領解説社会編 第2章 社会科の目標及び内容 第1節 1 教科の目標]

さらに、小学校の新学習指導要領においては、「社会的な見方・考え方」について、次のような固有の意味が付与されている。

社会的事象を、①位置や空間的な広がり、②時期や時間の経過、③事象や人々の相互関係などに着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること。

要するに、「社会的な見方・考え方」とは、学習問題を追究・解決したり、社会に見られる課題を把握し、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する際の視点や方法であり、具体的には「①位置や空間的な広がり、②時期や時間の経過、③事象や人々の相互関係などに着目して事実(情報)を捉える」ことや、それらを「比較・分類したり総合したり、地域の人々

や国民の生活と関連付けたりする」ことである。また、中学校社会科においては次の表のまとめることができる。

表 中学校社会科における「社会的な見方・考え方」の整理

地理的な見方・考え方	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。
歴史的な見方・考え方	社会的事象を、時期や推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点(概念に理論など)に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。

この「社会的な見方・考え方」については、小学校では各学年のそれぞれの内容において、思考力、判断力、表現力等に関する記述の中で具体的に示されている。例えば、新学習指導要領の第5学年の内容(5)の(7)「国土の自然災害」では、思考力、判断力、表現力等について、「災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること」として

この学習では、「これまで我が国では、いつごろ、どこで、どのような自然災害が発生したのか」「自然災害による被害を減らすために、だれが、どのような対策をとっているのか」といった問いを立てて資料で調べることになる。この前者が、時期や時間の経過、位置や空間的な広がりに着目して社会的事象を捉えることであり、後者が、事象や人々の相互関係などに着目して捉えることである。

こうした学習は、これまでも行われていたものであるが、その視点が学習指導要領の内容ごとに具体的に示されたところに、今回の改訂の大きな特色がある。

そのことを踏まえ、これからの授業づくりにおいては、「社会的な見方・考え方」を、どのような「問い」と「資料」で具現化するのが、大きなポイントとなる。

4. 社会科における「主体的・対話的で深い学び」

今回の改訂では、各学校が指導計画を作成する際に、全ての教科等に対して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すという、学習のプロセスの改善を求めている。各教科等で育む資質・能力を育てるためである。

そのことを踏まえ、これからの社会科の授業づくりにおいては、「主体的・対話的な学びとは何か」「深い学びとは何か」を明らかにすることが大切である。そこでまず、「主体的・対話的な学び」とは何かについて、整理しておきたい。社会科は、本来「social studies」の日本語訳である。学習の主体者である子供が自ら問いを見だし、共に学び合う仲間と対話するなどの社会的な関係を通して探究し合う教科である。そのことを踏まえ、社会科においては、その本来の学び、すなわち子供一人一人が学びの主演となり、共に学び合う仲間と協働して学習問題を追究・解決していく問題解決学習の充実に努める必要がある。このことが、社会科における「主体的・対話的な学び」を実現する鍵を握っているからである。

その根拠として、新学習指導要領では、各学年の目標及び内容において、学習問題を追究・解決する活動を通して資質・能力を育成する旨の記述が盛り込まれている。そのことを踏まえ、授業づくりの実践においては、次の点に留意する必要がある。

- 子供一人一人が学習対象に興味・関心や問題意識をもつようにする。
- その上で、自ら問いを見だし、予想や学習計画、追究の方法を考え、吟味し合うなどの学習を工夫し、問題解決の見通しをもつようにする。

なお、「対話的な学び」については、学習問題を追究・解決する過程で、子供たち同士の対話的な話し合い活動を充実させることが大切である。それはこれまでどおりであるが、さらに実社会を支えている人々が社会に見られる課題に立ち向かう姿を授業で意図的に取り上げ、その人と対話するといっていくことが大切である。

次に「深い学び」については、次の2つの場面での学習活動を充実させ、それぞれの学びを深めることが大切である。

第1は、学習問題を追究・解決する学習の場面である。ここでは「社会的な見方・考え方」を働かせて、学習問題を追究・解決する問題解決的な学習を充実さ

せていく必要がある。具体的には、子供自らが社会的事象の見方・考え方を働かせ、見学や調査、資料活用などを主体的に行い、具体的な事実（情報）を捉え、それらをもとにして社会的事象の特色や意味を考え、社会の中で、使うことのできる応用性や汎用性のある概念などに関する知識を獲得できるように、子供が主演となる問題解決的な学習を展開していくのである。

第2は、学習問題の追究・解決を通して、学び取ったことを実社会・実生活に活用する場面である。ここでは、社会に見られる課題を把握しその解決に向けて社会への関わり方を選択・判断することなどの活動を工夫することが大切である。

5. 社会科に求められる「カリキュラム・マネジメント」

今回の改訂では、各学校が「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等を進める際、学校全体として、カリキュラム・マネジメントに努めることを求めている。小学校学習指導要領総則では、次のように説明している。

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。

〔小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割〕

つまり、各学校が自己の責任において、子供や学校、地域の実態を適切に把握し教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを行い、教育活動の質を向上させ、学習の効果を最大限に発揮できるようにしていくのである。

これらのうち、社会科が今すぐに取り組みなければならない実践上の課題は、教育内容や時間の配分である。具体的には、新学習指導要領の目標、内容及び取扱いなどを分析するとともに子供や学校、地域の実態を把握しそれらに基づいて各学年の単元の配列と授業時数の配分を行い、自校の社会科の年間指導計画を作

成していく。その際、今回の改訂で、次の2つの内容に関する取扱いについて、「軽重を付ける」趣旨の規定（下線部）が新たに設けられたことに特に留意する必要がある。

〈第3学年の内容の取扱い（1）「身近な地域や市区町村の様子」〉

ア 学年の導入で扱うこととし、アの（ア）については、「自分たちの市」に重点を置くよう配慮すること。

〈第3学年の内容の取扱い（3）「地域の安全を守る働き」〉

ア アの（ア）の「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫すること。

ここで言う「自分たちの市」に重点を置くとは、学校の周りの様子を観察・調査する学習をこれまでよりも軽く扱い、単元全体の指導時間数を縮減することであると考えられる。

また、火災と事故の「どちらかに重点を置く」とは、例えば、火災では「緊急時の対処」に重点を置いて消防署見学を行う、事件や事故では「未然の防止」に重点を置いて地域の安全施設や関係機関と地域の人々の協力による事故防止や防犯のための活動を調査する活動を行うなど、学習活動に軽重を付け指導時数にも軽重を付けることが考えられる。

おわりに

以上、小中高の接続と一貫性に関しては、「社会的な見方・考え方」が重要な視点となる。「社会的な見方・考え方」は、小学校社会科、中学校社会科、高等学校地理歴史科、公民科のそれぞれの特質に応じた「見方・考え方」の総称であり、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決にむけて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」であると位置付けられた。

「社会的な見方・考え方」は、中学校社会科では社会的事象の具体的な「見方・考え方」として示され、学校段階間を貫く構成要素と位置付けられている。

新学習指導要領では、児童生徒が小中高一貫した学習を通して、学校での学習の中だけでなく、現実の社会生活の中においても、この「社会的な見方・考え方」

を自在に働かせることができるようにすることが期待される。

【文献一覧】

- 1) 文部科学省『小学校学習指導要領』 2017
- 2) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』 2017
- 3) 文部科学省『中学校学習指導要領』 2017
- 4) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』 2017
- 5) 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）』 中央教育審議会 2016
- 6) 文部科学省『高等学校学習指導要領』 2018
- 7) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』 2018
- 8) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 公民編』 2018
- 9) 中等社会の理論と実践 二谷貞夫・和井田清司編 2013
- 10) 初等社会科教育 中西仁・小林隆編 2018
- 11) 新編 よくわかる教育の基礎 湯川次義編 2015
- 12) 学習指導要領の読み方・活かし方 合田哲雄 2019
- 13) 中学校 新学習指導要領の展開 原田智仁編 2017
- 14) 新版 社会・地歴・公民科教育法 白井嘉一・柴田義松編 2014
- 15) 平成29年版 小学校学習指導要領 全文と改訂のピンポイント解説 安彦 忠彦編 2017

Received date 2020年12月22日

Accepted date 2021年1月22日